

令和元年6月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和元年6月11日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小川 喜敬
- 2番 山田 雅士
- 3番 小澤 孝延
- 4番 角 麻子
- 5番 鈴木 広美
- 7番 小菅 耕二
- 8番 石井 孝昭
- 9番 桜田 秀雄
- 10番 林 修三
- 11番 山口 孝弘
- 12番 小高 良則
- 13番 川上 雄次
- 14番 林 政男
- 15番 新宅 雅子
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 小山 栄治
- 20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

- 6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	鵜澤広司
総務部長		大木俊行
総務部参事(事)財政課長		會嶋禎人
市民部長		和田文夫
経済環境部長		黒崎淳一

建設部長	江澤利典
会計管理者	廣森孝江
国保年金課長	吉田正明
高齢者福祉課長	田中和彦
下水道課長	中村正巳
水道課長	海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	片岡和久
社会福祉課長	日野原広志
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育次長	関貴美代
教育総務課長	川名弘晃

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片岡和久
-------------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	水村幸男
副主幹	中嶋敏江
主査	須賀澤勲
主査	嘉瀬順子
主査補	吉井博貴
主任主事	村山のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和元年6月11日（火）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第15号
請願第元－1号、請願第元－2号
質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案第1号から議案第15号、請願第元-1号及び請願第元-2号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とします。質疑は一問一答、同一議題につき2回までとなっております。また、上程された議案についての質疑でありますので、議題外にその範囲が広がらないようお願いいたします。

最初に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、まず最初に議案第2号について質問をさせていただきます。

付議案は9ページ、説明書は26ページでございますけれども、1.具体的な改定内容について、またその影響額についてお伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今回の条例等の改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整理に関する法律の内容のうち、改正後の労働基準法において規定した時間外労働の上限規制を規定するものでございます。

具体的には、時間外勤務命令は、各所属の業務量、時間外労働の動向、その他の事情を考慮して、通常予見される時間外勤務の範囲内において、上限時間を超えない時間に限るものとして、1カ月について45時間及び1年について306時間となっております。

ただし、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に上限時間を超えて時間外勤務を命ずる必要ある場合については、1カ月100時間未満、1年については720時間及び連続する2カ月から6カ月の平均が1カ月当たり80時間を超えない範囲内におきまして、1カ月45時間を超えることができる月数を1年について6カ月以内としております。

なお、災害、その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、上限時間を適用しないこととされております。

影響額につきましては、今回の改正により、職員一人一人が、総労働時間を短縮するための事務改善や時間外勤務の短縮を意識し取り組んでまいりますので、現時点で影響額については回答できない状況でございます。

○桜田秀雄君

これは、当然国の働き方改革の方針を受けまして、総労働時間を含めて短縮を目指しているという改正内容であろうと思いますので、具体的な現状からどのように変わるのか、あるいは総労働時間の短縮につながるのではないかと私は思っているんですけども、その辺については、具体的な内容はわからないということですか。

○総務部長（大木俊行君）

具体的な取り組みにつきましては、条例等の改正に合わせまして、7月1日から施行する総労働時間の短縮に関する指針を策定し、時間外勤務の縮減をはじめとした総労働時間の短縮を推進するため、所属長及び職員の役割と具体的な取り組み等を定め、実施いたします。

条例、規則で定めた上限時間の範囲で業務を実施できるように、業務の適正管理、事務・事業の点検見直し、事務処理方法の改善などの取り組みによりまして、公務効率の向上を図ってまいります。

その他、所属長、職員、所属部長等及び総務部長、私ですが、の役割を定めておりまして、各所属の時間外勤務の状況に応じまして必要な措置をとり、総労働時間の短縮に努めてまいります。

○桜田秀雄君

次に、2番目のノー残業デーについてお伺いいたします。

平成30年6月に発行されました八街市健康プランの中に、地域の取り組みとしてノー残業デーというのが載っております。本市は、平成16年に健康安全都市宣言を行いまして、「健康と思いやりにあふれる街」を基本理念といたしまして、「健康寿命の延伸」を総合目標とした八街市健康プランですが、働き方改革の中で市職員に対する健康への配慮として、具体的にどのような計画と取り組みをお考えなのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

まず、ノー残業デーにつきましては、平成9年7月から実施しているものでございまして、毎週水曜日をノー残業デーとして指定し、原則として時間外勤務を行わない日としてございます。職員の健康維持に必要な余暇の時間の確保や、労働時間の縮小を目的として実施しております。

また、今年度からは、水曜日に臨時的に業務により時間外勤務をしなければならない職員につきましては、同一週内の任意の曜日をノー残業デーと指定しまして、1週間に1日は必ず残業をしない日を設けて実施しているところでございます。

○桜田秀雄君

次に、3点目の年休の消化率についてお伺いをいたします。

年休の消化率の現状はどのようになっているのか。年休の取りやすい職場あるいは取りにくい職場、いろいろあろうと思うんですけども、取りにくい職場を挙げていただくと、ベスト何カ所でも結構ですから、取りにくい職場はどのような職場なのかをお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

職員の年次休暇は、毎年度20日を付与しておりまして、最大で20日を翌年度に繰り越す

ことができる制度としております。つまり、1年度で最大値といたしまして40日付与されている職員がいることになります。

平成30年度の実績で言いますと、12.0日でございます。他団体との比較といたしましては、平成29年度の実績では、本市が11.9日、対しまして千葉県内の市平均では11.7日、国では14.4日でございます。

なお、年次休暇の取得率の低い部署につきましては、市民部の市民協働推進課、それから教育委員会スポーツ振興課、スポーツプラザ、また教育委員会の学校給食センターとなっております。

○桜田秀雄君

私も長年サラリーマンをやっていたから、年休についてはもう完全消化ということで、職場の上司からも言われて消化をしたわけでございますけれども、年間の消化率、これは目標として5日以上をとっておりますけれども、それはあまりにも低過ぎるような数字ではないかと、このように思うんですけれども、さまざまなイベントを今市はやっております。また、最近は大変拡充傾向にあると、こういうふうにも思うんですけれども、そのために職員を駆り出さざるを得ないと、こういう状況にあるんですけれども、その辺について、本来は100パーセントを目指すべきであろうと思っておりますけれども、その辺の影響についてはどのように考えていますか。

○総務部長（大木俊行君）

確かにいろいろなイベントがございます。これにつきましては、市庁舎内全体での応援体制、または部内での応援体制を強化していきたいというふうに考えておりますが、そのほかに、休暇の取得につきましては、年次休暇の取得促進といたしまして、これは先ほど言いましたとおり、年次休暇5日以上の確実な取得の配慮、それから連続休暇の取得の促進といたしましては、リフレッシュ休暇等と組み合わせまして年次休暇の利用を広げると。それと、記念日休暇の取得奨励といたしましては、例えば家族の記念日等における年次休暇取得等も取り組んでいきたいと思っております。

○桜田秀雄君

次に、4点目の人員の調整についてお伺いをいたします。

指針の実効性を高めていく上で、どうしても人員確保、これが大切かなと思うんですが、この目標を達成するために、現行の職員定数で可能なかどうか、その辺についてはどのようにお考えか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の改正に伴いまして策定いたしました総労働時間の短縮に関する指針の中で、効率的な行政運営を図りながら、時間外勤務の縮減をはじめとした労働時間の短縮をより一層推進するために、所属長及び職員の役割と、具体的な取り組み等を定めて実施することとしております。その中で、各部長等は、各所属の時間外勤務の状況を把握いたしまして、各所属における取り組みの実効性が高まるように、必要な指導、助言を行うとともに、応援体制の構築

や人員の調整などが必要な場合は、私のところに要請しまして対応を求めるものとしております。これに基づいて取り組んでいきたいと思っておりますので、人員の配置につきまして、これはその部署ごとに十分把握をさせていただきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

次に、3号議案についてお伺いをいたします。

付議案で10ページから21ページになりますけれども、その中で説明書の28ページ。まず、1. 未婚のひとり親の非課税対象者数、これは市内にどのくらいおられるのか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今回の改正によります非課税措置の対象者につきましては、児童扶養手当の支給を受けている未婚のひとり親、または配偶者の生死が明らかでない方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方でございます。

なお、現在の非課税措置に係る合計所得金額につきましては、125万円以下となっております。児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親は83名となっております。この83名のうち、所得要件に該当する方が非課税措置の対象となるわけですが、児童扶養手当の支給に係る所得要件では、世帯の所得を合算する場合等もございまして、対象者数を正確に把握できない状況でございます。

○桜田秀雄君

大変厳しい経済環境の中で子育て等を行っている、こういう状況であろうかと思うんですけれども、2. 市の方として独自の支援体制とか支援策のようなものはあるのかどうか、伺います。

○総務部長（大木俊行君）

本市では、現在子育てをするひとり親の支援は、子育て支援課で行っております。主にひとり親家庭等医療費等助成制度、それと児童扶養手当、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業及びひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業といった支援措置を行っております。

令和3年度以降につきましては、これらの支援措置に加えまして、税制上の非課税措置を実施いたしますので、対象者が漏れなく非課税措置を受けることができるように、税制の担当部門であります課税課と子育て支援課が連携いたしまして、制度を周知してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

次に、第5号議案についてお伺いをいたします。

付議案で23ページ、説明書では48ページでございますけれども、まず最初に、1. 改定の事由についてお伺いをしたいと思います。

○教育次長（関 貴美代君）

改定の理由につきましては、公民館運営審議会の委員については、同条例により、学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のうちから、教

育委員会で委嘱しております。

現行の条例では15人と定められており、委嘱時にこれらの委嘱基準を満たす定数の委員を選任することが困難となる場合も考慮し、柔軟な対応ができるように、今回改正するものです。

○桜田秀雄君

例えば八街市議会、今は定数が20名でございます。欠席者がいても、別に過半数の議員が参加をしていれば、いつも議長が言うように議会は成立をするわけです。そして、またその出席者の過半数の同意を得れば、物事を決められる、こういう体制になっておりますけれども、ほとんどの組織はみんなそのような内容だと私は思うんですね。そうした中で、なぜ15名以内という言葉が出てきたのか、ちょっとよくわからないんですけれども、その辺について、かみ砕いてご説明を願えればと思うんですが。

○教育次長（関 貴美代君）

今回の改正につきましては、「15人」となっているところを「15人以内」とするということですが、その「以内」ということではございますけれども、先ほどもちよっとご説明したとおり、「委嘱時にこれらの委嘱基準を満たす定数の委員を選任することが困難の場合も考慮して柔軟な対応ができる」ということで、説明は繰り返しになりますけれども、改正するものでございます。

○桜田秀雄君

2. 規則第16条（会議）の取り扱いになりますけれども、成田市や佐倉市あるいは白井市、ここは10名以内ですか、このようになっています。東金市は7名以内、このようになっているわけですが、確かに八街市の現在15名は、周りの市町村に比べると多いのかなと思います。これまで、人数が多くて会議が成立しなかった、あるいは成立をしたが物事が決められなかったそういう事例なんかはあるんでしょうか、具体的に。

○教育次長（関 貴美代君）

会議の開催につきましては、現行の規則の中で、「会議時に半数以上の出席があれば、会議を開くことができる」と。今回の改正については、また繰り返しですが、委嘱時点で15人を委嘱することになっているために、改正するものでございます。

○桜田秀雄君

なぜこういう質問をするかということ、その後の3. 適正な管理運営について、審議会は、先ほど説明があったように、図書館法第14条に基づいて設置されておりますけれども、その役割は、図書館の運営について館長の諮問に応じたり、あるいは図書館サービスについて意見を述べるなどの役割を担っているわけですね。

こうした中で、「以内」という数字は、いわゆる教育委員会の裁量権、これがどんどん拡大していくのではないかと、そのように危惧をするわけです。特に、八街は教育関係者がいっぱいおられますから、15名でも、委嘱する際に不足を今もって生じているのかどうかわかりませんが、協力する人がいっぱいいるので、その辺が心配なくて、図書館のサービス

の低下にもつながっていく、このように考えておるんですけれども、その辺についてはどのようなお考えですか。

○教育次長（関 貴美代君）

今回の改正につきましては、委嘱定数を減することではなく、引き続き15人を委嘱することが望ましいとは考えております。しかしながら、15人委嘱することが困難となる場合を考慮いたしまして、柔軟な対応ができるように改正するものでございます。

なお、公民館は、市民の方々の意見を最も大事にしながら運営すべきと考えております。その意見を反映させる方法として審議会を設置しております。今後とも、地域の実情に応じ、適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

次に、第7号議案についてお伺いをいたします。

付議案25ページ、説明書では50ページになります。

まず最初に、1. 支援員の駐車場確保ですが、八街市もようやく空き教室、これがちらほら出てきたと、こういう状況の中で、児童クラブの児童たちもよりリスクの少ない学校内で暮らせるということは、大変保護者にとっては安心感ももてる。そういう意味で大変よいことだなど、私も考えております。

朝陽小学校は、職員の駐車場が少ないなどいつも感じているんですけれども、今度、定数も90名から100名に増えると、当然保護者もお迎えなので車で来られると、そういう状況になろうと思うんですけれども、駐車場は確保されているんですか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

支援員の駐車場につきましては、朝陽小学校の敷地内の駐車場を利用する予定でございます。場所につきましては、国道409号線側の東門、体育館側の駐車場を利用する予定でございます。

○桜田秀雄君

整備されまして、朝陽小学校も大変、体育館の前ですか、ここが駐車場かなと思うんですが、大変入りにくい面も、逆にこっちから行く場合は入りやすいんですけど、逆の方から来ると大変入りにくいなど、そういう環境でございますけれども、わかりました。

次に、2番目の学校施設の利用範囲についてお伺いをいたします

学校内ということで、指定された教室はもちろんのことでございますけれども、屋外運動場や体育館など充実した施設が利用できるものと、私は考えておりますけれども、八街市小中学校管理規則の中で、児童クラブの位置付け、施設の利用などについては、どのようになっているのか。また、改正しなくても対応できる、このようにお考えかお伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

校舎内に設置する児童クラブ、今回は朝陽小学校がそうですけれども、朝陽小学校の本校舎

1階の余裕教室の2教室を活用いたしまして、定員100人を考えております。また、グラウンドの開放につきましては、支援員の管理下のもと、利用可能となっております。

なお、体育館の利用につきましては、教育委員会が実施している学校体育施設開放事業での利用がありますので、今現在は利用を考えておりません。

○桜田秀雄君

議案ではないんですけれども、これは最後に市長にちょっとお伺いしたんですけれども、私も12年間議員をやってきて、この議案の質疑の際、質疑通告を行いますと、各担当課の皆さんからさまざまなお話がございます。議会との取り決め等はないものと思いますけれども、質問の内容を的確に把握をして適切な答弁をしたい、そういう配慮のもとで慣例的に行われているのかなと、このように思います。

一般質問は、市政全般について市民の声を行政に届けて、そして市政を質すものですからある程度理解はできますけれども、議会に対する質疑は、二元代表制度の下で、市長と職員の間で十分に意思の疎通を図り、提案するものであります。

○議長（木村利晴君）

桜田議員に申し上げます。

○桜田秀雄君

職員の皆さんも議案の内容は十分に。

○議長（木村利晴君）

議案質疑に関係のない話は、なるべく謹んでください。

○桜田秀雄君

これは基本となるものでございますから、議案の審議の。

○議長（木村利晴君）

いや、通告にないことは、発言は。

○桜田秀雄君

通告じゃなくて、これは基本の問題じゃないですか。

○議長（木村利晴君）

通告だけにしてください。通告にある議題に対してだけ。

○桜田秀雄君

そういう子どもじみたことは、子ども議会じゃないんで、ぶっつけ本番でやった方がお互いに緊張感を持って審議にあたるから。

○議長（木村利晴君）

それは、議運の方に申請してください。

○桜田秀雄君

お互いに成長できると思うので、その辺については今後やめていきたいなど、このように思うんですが、いかがですか。これは議会とは関係ないと思います。議会との取り決めはないと思いますので、市長の判断です。

○議長（木村利晴君）

今は、議会運営についての発言をする場ではありませんので、議会運営についての発言はご遠慮ください。

○桜田秀雄君

これは、議長ね、基本となる問題じゃないですか。この審議、議会での。

○議長（木村利晴君）

ここは、議案質疑の場なので、通告にない質疑はご遠慮ください。

○桜田秀雄君

これは通告できないでしょう。議題になっていないんですから。

○議長（木村利晴君）

いや、だめ。これは通告にあった議案だけ、議案質疑だけやっておりますので。

○桜田秀雄君

あんまり細かいことを打ち合わせされちゃうと、何か、やらせ議会みたいで本当に。

○議長（木村利晴君）

いや、決まりごとですから、よろしく願いいたします。

○桜田秀雄君

・・・

○議長（木村利晴君）

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず付議案2ページの、議案第1号から質問をさせていただきます。

議案第1号は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてとあります。説明書は、1ページからでございます。

この、1. 制定による影響について、お伺いします。

(1) 制定後の利用状況・影響額をどう見ているのか。また、暮らし全体に関わるものへの消費税増税は、暮らしを守るという点で矛盾があると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の消費税増税によります使用料改正は、10項目でございます。この中では、直接市民の方々に影響を与えるものと思われるものにつきましては、公民館の使用料、市営運動場の使用料、スポーツプラザの体育館及びテニスコートの使用料、一般廃棄物の手数料、市営住宅駐車場の使用料、公園施設の使用料、上下水道使用料でございます。

消費税増税によります影響につきましては、専門家からは、過去3回の増税と比較いたしまして、2パーセントと低いことから、影響は少ないと判断されております。このことから、利用状況につきましては、変化はないものと考えているところでございます。

なお、影響額につきましては、中央グラウンドは3時間の使用料で20円の増、その他のグラウンドにつきましては10円の増、スポーツプラザのメインアリーナは1時間30円の増、スポーツプラザのテニスコートにつきましては1面2時間で20円の増、家庭雑排水の収集運搬につきましては1リットル当たり10銭の増、市営住宅の駐車場は月額30円の増、中央公民館のテニスコートにつきましては2時間で10円の増、水道料金は4人家族を例にいたしますと月額240円の増、下水道料金につきましては4人家族を例にいたしますと月額90円の増となります。

市民生活につきましては、消費税増という性質上、所得の低い方ほど生活する上で影響を受けるものと思われませんが、軽減税率の適用やプレミアム商品券の発行などによりまして、国は生活弱者に対する対策をしているところでございます。

地方自治体の提供します公共サービスは、税金で賄うことが原則と考えておりますが、使用料や手数料につきましては、以前からサービスを利用する方としない方の公平性の観点や消費税が増税されれば、施設の維持管理費などが増加することによりまして、支出が増加しますので、相応の金額を設定いたしまして、徴収しているところでございます。

いずれにいたしましても、法律の施行によるものでございますので、やむを得ないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○京増藤江君

消費税が増税されても、2パーセントなんだからそんなに影響はないと、専門家も言っているというふうな答弁だったと思うんですけど、これはとんでもないと思いますよ。もう今不景気なときに、諸物価も上がっているときに、これだけ景気が悪いときに消費税を上げたら、もう日本の経済が立ち上がれなくなるんじゃないかというぐらい言われている。本当にそういう甘い判断では、国民の将来が危ぶまれると私は思います。

実際に、年金も減らされて、政府が2千万円ぐらいなければ老後の安心がない、貯金しておかなければならないんだみたいなことで、今大きな批判をあげています。本当に国民の暮らしはこれからどうなるかと不安でいっぱいだと思います。

そういう中で、改定後の影響額全体がどうなるのかということをお聞きしたかったわけです。といいますのは、さまざまな影響が消費税増税によって起きる中で、今まで利用されていた方が利用しなくなるのではないかと、そういうことも私は懸念して、全体の影響額というものを、市としても試算しておかなければならないのではないかと、そのように思ったわけです。消費税増税によって、その利用額は増えて収入が増えるかもしれないけれど、備品など買うときも出費が増えていくという点では、私は、これは全体的には大変だと思います。それから、プレミアム商品券とかいろいろあっても、そういうさまざまな対策を立てても、国民には大きな影響がある。決して、それが国民の暮らしを守るものにはならないと、そういうことも専門家は言っております。

次にお伺いしたいのは、この利用料引き上げによって、社会保障の安定財源の確保はどのように図られるのかお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

当初、増税分の5分の1が社会保障の充実に、5分の4が財政健全、財政の安定化に充てる予定であったところですが、一部教育無償化等の少子化対策に充当することとなりましたので、社会保障財源は減ってしまったこととなります。しかし、少子化対策財源といたしましては、社会保障関連の多くを占めます高齢者を支える世代のための財源としていることとなりますので、総体で見れば、いわゆる社会保障4経費、年金、医療、介護、子育ての充実は図れたものと考えております。

○京増藤江君

子育てへの応援と言いましても、例えば大学の授業料について奨学金が適用されるのはわずか1割。しかもわずか1割ですから本当の一部しか利用できない。それから、大学の授業料の引き上げもされるそういう状況です。それから、保育料の軽減もごく一部、既に市民税非課税などの世帯、または母子家庭等にはもう保育料は無料となっておりますので、この保育料無料化についても、お金がある世帯にはいい影響があっても、低所得世帯に対しては負担だけが残ってしまう。そういう本当にこれが子育て支援と言えるのかと。また、高齢者についても、選挙が終わってからは後期高齢者の医療費を1割から2割に下げる。また、介護についても介護度1・2は介護から外される。社会保障の充実ににはならないわけですね。また年金も引き下げられるわけですから、本当にこの社会保障の安定財源にはならないということを指摘しておきたいと思えます。

次に、お伺いしたいのは、2. 公民館使用料徴収条例の改正についてです。

(1) この間の全体の利用状況についてお伺いしたいんですが、過去3年間の利用状況の推移を伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

公民館の過去3年間の利用状況につきましては、平成30年度、開館日数が307日、利用者数は延べ人数で7万7千933人、平成29年度、開館日数297日、利用者数は8万1千610人、平成28年度、開館日数287日、利用者数7万6千248人となっております。

○京増藤江君

これは、平成29年度は利用者がちょっと少ないけれど、これは開館日数の影響かなと思いますが、使用料の改正後の利用状況の見通しはいかがでしょう。

○教育次長（関 貴美代君）

消費税増税後の状況ですけれども、中央公民館の利用団体につきましては、定期的に活動をされている団体が多いことから、消費税増税後も影響なく引き続き活動いただけるかと考えております。

○京増藤江君

確かに、定期的に利用されているグループ、個人が多いと思えますので、本来ならば会計をしている方たちにとっては、本当は安くしてほしいなと思う部分はあるんですけど、仕方

がないかという点で、使わざるを得ないと思います。そういう点も留意しておいていただきたいと思います。

次に、(2) 昼間・夜間の各利用状況について伺いたいんですが、昼間・夜間の各利用状況と条例改正後の見通しをお伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

昼間・夜間の利用状況につきましては、過去3年の利用状況、中央公民館全体での件数の集計は出しておりませんので、利用率としてお答えいたします。

平成30年度、昼間の時間帯利用率57.9パーセント、夜間の時間帯29.2パーセント、平成29年度昼間の時間帯55.9パーセント、夜間の時間帯28.8パーセント、平成28年度昼間の時間帯54.7パーセント、夜間の時間帯29.9パーセントとなっております。

昼間・夜間の利用状況につきましても、先ほど答弁したとおり、利用団体につきましては、やはり定期的に活動されている団体が多いので、引き続き活動いただけるかと思えます。

○京増藤江君

確かに、おっしゃるとおり、利用される団体はある程度決まっておりますので、そのように影響はあまりないかとは思いますが、夜の利用率はこの3年間ではあまり変わっていないという、そういうご答弁でしたけれど、平成29年度については、先ほどの開館日の影響で少ないということだと思います。

しかし、私も、もう何年も前から、14、5年前から見えておりますと、夜の利用者は高齢化に伴って減っているように思うんですけど、当面は負担増があっても使ってくれるだろう、利用してくれるだろうということですけど、やはりこれから高齢社会になっていくと、夜はちょっと外に出にくいというようなことが多くなると思うんです。それで、今後、夜間の利用を増やす方策は、何かあるのかどうか、その点についてお伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

夜間の利用者につきましても、先ほど高齢化ということでだんだん利用者数が減っていくかと思われそうですが、現在のところは、先ほどの数字のとおり横ばいということになっておりますので、引き続き定期的に活動される団体に使っていただけるかと考えております。

○京増藤江君

文化活動の、また教育活動の砦として、公民館がしっかりと利用されるようお願いしておきたいと思えます。

次に、議案第2号です。説明書25ページ、付議案は9ページです。

議案第2号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定ですけれど、1. 時間外勤務の上限等について、まず初めに、(1) 原則として1カ月45時間について伺います。

働き方改革一括法が施行されて、時間外労働に初めて罰則付きの上限が設けられました。時間外勤務の上限については、原則として1カ月45時間と規定しようとしているわけですが、

現状はどうなっているのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

時間外勤務の状況にいたしましては、平成30年度は、全体で2万4千883時間の時間外勤務を行っておりまして、職員数で割りますと、一人当たり年間約45.6時間となります。このうち、1カ月当たり45時間を超過いたしました人数については、37人という状況でございます。1カ月当たりの最大値につきましては、127時間でございます。

○京増藤江君

この37人の方が45時間以上働いておられるというような答弁だったと思うんですけど、この45時間という規定がされた後、この原則をどの程度守ることができるのか、見通しを伺います。

○総務部長（大木俊行君）

今回、時間外勤務の上限を設定するわけですが、これらを実施していくため、時間外勤務の縮減をはじめといたしました総労働時間の短縮を推進するために、所属長及び職員の役割や具体的な取り組みを定めました総労働時間の短縮に関する指針を策定いたしました。

この指針に沿って、事務の見直しであったり、時間外勤務の減少等を通じまして、対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

先ほどの桜田議員への答弁についても、その総労働時間についての取り組みについては答弁がありました。しかし、これから取り組みをはじめますから、本当に実効あるものに早急にしていく必要があると思うんですけど、実際には、この取り組みをはじめて、いつ頃からこの45時間が原則になるのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（木村利晴君）

京増議員に申し上げます。3問目の質問になります。次の質問に移ってください。

○京増藤江君

わかりました。

（2）原則として1年度360時間について。

それでは、次に臨時的に必要な場合は1カ月100時間ということですが、職員の健康を守る上からは原則として1カ月45時間、1年間360時間を守るべきと考えます。そのために、総労働時間もこれから考えていかれるわけですが、この1カ月100時間、平均80時間というのは、過労死ラインと呼ばれる労災認定基準と同じ数字です。労働者の健康と生活を守るための基準とは言えません。やはり、これは引き下げが必要です。

もしもこの月100時間、平均80時間というような仕事をしなければならない場合、先ほど37人の方が45時間以上働いているという答弁があったんですけど、平均80時間働くようなそういう場合に、そういう時間外労働に従事をした職員の健康状況はどうだったのか、伺います。

○総務部長（大木俊行君）

1カ月当たり100時間を超えた職員につきましては、6名該当しております、2カ月から6カ月については、平均80時間を超えた職員も6名でございます。どちらも課税課の職員でありまして、確定申告の時期から市民税の当初課税の時期にかけての業務でございます。

担当者の健康状態につきましてでございますが、該当者のうち3名につきましては、産業医との面接を受けております。その際に、心身の健康状況、それから生活状況の把握のためのチェックリストなどのアンケートをもとに面接を受けておりますが、特に業務上の配慮が必要であるというような指導はございませんでした。

○京増藤江君

課税課の方たちが、本当に忙しい時期には、皆さんのひとりひとりの相談に丁寧に乗ってくださっている。そういう中で、健康を損なわなかったというのは、本当によかったと思うんですけど、しかし少数の方に長時間労働をさせないような、そういう方向がこれからは必要ですし、また総労働時間の中でそういうことは考えていかれると思うんですけど、今後は、総労働時間の中で課税課の3名の方がかなり厳しい労働をされたと、こういうことは改善されるのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

時間外勤務の上限時間につきましては、労働基準法どおりといたしますが、総労働時間の短縮に関する指針において、時間外勤務を含めた総労働時間の短縮を目指し、能率向上のための事務改善や各所属による事務の見直し、各部での応援体制の構築、市全体での人員の調整等によりまして、対応していきたいと考えております。

○京増藤江君

確かに労働基準法の基準以内の時間だとは思いますが、しかし、厚生労働省は指針で、残業が月40時間を超えて長くなるほど、業務と脳や心臓疾患等の関連性が徐々に強まることに留意すべきと、明記しております。ぜひ、時間外労働は、先ほどからやりとりしておりますように、必要最小限にとどめていただきたいと思っております。厚生労働省の過労死認定基準となっている時間外勤務の上限に絶対にはなりません。

(3) 臨時的に必要な場合は1ヶ月100時間 について。

残業の限度時間を超えるのは、臨時的な特別の事情がある場合に限られるということですが、業務の都合上必要な場合、また業務上やむを得ない場合など、恒常的な長時間労働は、先ほどの答弁ではないような感じですが、ないように思いますけれど、この課税課の職員の方が長時間労働をするようなそういう、災害は別として、年間の仕事量としてはそのような税金の申告ぐらいで、あとはこのような長時間労働はほとんどないと考えてよろしいですか。

○議長（木村利晴君）

京増議員に申し上げます。どこの質問をしているんですか。今は、360時間については、2回質疑は終わっていますよ。

○京増藤江君

月100時間のところの再質問です。

○議長（木村利晴君）

3番でいいですか。

○京増藤江君

3番です。

○議長（木村利晴君）

臨時的な、3番の質問としてお受けします。

○総務部長（大木俊行君）

今言われました課税課だけではございませんでして、年度当初、年度末における事務量の増とか、あとは臨時的なものがあった場合については、時間を超えることもあり得るのかなど。今言いました課税課というのは1つの例でございますが、課税課であったりほかの部署につきましても、先ほど申しましたとおり、臨時的な例えば大きなイベント等が発生した場合については、そのイベントに関わる職員については、かなりの時間外を要する場合もございますので、そういうものも考えられるというふうに考えております。

○京増藤江君

次の（4）臨時的に必要な場合は1年度720時間についてですけれど、これには休日労働が含まれておりません。月80時間の時間外労働を12カ月続けることができるということのようですけれど、先ほどの答弁では、時間外労働になるのは課税課だけではなくほかの課もあるということですが、確かに私はそういうだと思います。例えば制度が変わって、国民健康保険課の方とか、あとは介護保険課の方たちも、その制度を変えるときには、先に法律だけ決めて、新年度予算が始まるぎりぎりのときまで国が細かいことを決めないので、本当に労働時間が長くなると思いますので、この臨時的に必要な場合、そういうときこそ、ぜひ過労死が生まれるような状況を作らないでいただきたい。1年度720時間まで仕事ができるといっても、こういうことは許さないでいただきたい。こういうときこそ総労働時間の短縮の取り組みを強めていただきたいし、職員を増やしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

平成30年度において、時間外が年間720時間を超えるような時間外勤務をした職員は、実はおりませんでした。

なお、今回の上限として設定しておりますのは、720時間までできるという趣旨ではございません。改正法の趣旨を周知しながら総労働時間の短縮に努めてまいりたいと考えておりますが、今おっしゃいました職員の増でございますが、それにつきましては、増をしないということではございません。その部署、部署に合わせて、適宜検討させていただきたいと考えております。

○京増藤江君

私もずっと見ておりますと、職員がもう少しの方がいい部署というのはあります。しかもなかなか忙しくて専門的に高められないというような状況もあると思いますので、やはり市民のために働けるようにするためにも、余裕をもって仕事ができる、そういう状況を作るためにも、必要などころには職員を増やしていただきたいと思います。

そして、公務員の労働条件は民間に大きな影響を及ぼします。職員の健康保持ができる時間外労働の規定を求めておきたいと思います。これは希望です。

次に、議案第3号、付議案10ページ、それから説明書29ページです。

八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてですけれど、1. 第1条第6項第3号における「当該給与所得者が単身児童扶養者」についてですけれど、該当者は何人かというふうに私お聞きしようと思ったんですが、先ほど桜田議員への答弁では、世帯全員の合計所得なので見込んだから、該当するかどうかということはわからないということでした。

しかし、今後、その未婚の親御さん、また未婚の方たちに育てられる子どもさんの福祉の面からも、きちんと把握していく必要があるかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど桜田議員に答弁させていただきましたが、該当者の把握はできておりませんので、児童扶養手当を受給する未婚のひとり親の人数で申し上げますと、83名となっております。この内訳につきましては、男性が1名、女性が82名でございます。

なお、先ほど申しましたとおり、世帯全員での所得の合算という場合もございますので、対象人数の正確な把握については、ちょっと難しいところでございます。

○京増藤江君

今までは、未婚の親御さんに対してのこういう応援というのはなかったわけですから、本当に第一歩ということだと思いますので、これは本当に不十分ながらも大変いいと思います。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけど、未婚のひとり親がその両親と同居している場合に、児童扶養手当を受給できない場合が、私が今まで対応した中ではほとんどだったんですけど、児童扶養手当を受給できる場合、またできない場合の世帯の収入状況というのはどうなのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

児童扶養手当につきましては、その支給にあたりまして、そのご家庭の扶養親族の人数に応じまして、子育てをする未婚のひとり親ご本人と同居している養育者それぞれの所得の限度額が定められております。ご本人の所得額が限度額以下であっても、ご両親のどちらか一方の所得額が上限額を超えた場合は、児童扶養手当が支給されないこととなっております。

○京増藤江君

未婚だけじゃないんですけど、ひとり親の親御さんを心配して両親が引き取っても、本当に児童扶養手当がもらえない。また自分たちの年金が下がっているわけで、本当に大変なんですよという声がありますので、全世帯員の所得の合算ではありますが、この引き上げが本当

に必要ではないかと思しますので、ぜひ、こういうことも市長会などでも要望していただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時08分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第4号から質問させていただきます。

これは、1. 市の手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてですが、屋外広告物の許可に関する手数料の見直しについて、まずお伺いいたしますが、この（1）見直しの基礎となるものは、どういうものなのか、お伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

見直しの基礎ということでございますけれども、屋外広告物の許可手数料の見直しの基礎につきましても、屋外広告物の許可手数料が、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条による市町村への権限移譲事務ということでございまして、千葉県屋外広告物条例第20条第1項第1号並びに千葉県の使用料及び手数料条例第3条第2項別表第2ということで、この表が載っております。それと同額とするというものでございます。

なお、今回、改正に伴って、近隣市町の使用料を調査しましたところ、千葉市、富里市、酒々井町、成田市、四街道市は、千葉県の使用料と同額に設定しておりまして、今回本市におきましても同額と設定しようとするものでございます。

○丸山わき子君

お隣の佐倉市は、例えば貼り紙ポスター50枚につき420円ということで、富里市、印西市、白井市、東金市、八街市とはまた違う。単位が高くなっているわけですが、八街市はその辺で、県に合わせたんだということのようではございますけれども、ある意味、こういった手数料に関しては、市の財源確保につながっていくものであろうかというふうに思うので、この辺の検討はどういうふうにされたのか、その辺についてお伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

丸山議員がおっしゃるとおり、佐倉市だけは独自の単価ということで条例化しております。そういう中で県全体いろいろ印旛管内も含めまして、その単価の設定については、この八街市の手数料条例の屋外広告物については、平成12年、13年の時代から、屋外広告物条例として設定して金額を設定しているところでございまして、印旛管内、佐倉市ということでございますけれども、その状況等を把握した中で、今回は県の条例と同額ということで、結

論に至りました。

○丸山わき子君

せっかく、これ、事務が市におりてきたわけですから、八街市独自の対応をしていってもいいんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、そういう点では、こういった事務がおりてきたときには、八街市の独自の対応が求められていると思いますので、今後はぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それから、この手数料徴収に関わって、(2)どのくらいの件数、それから徴収額アップ後はどのくらいの収入になっていくのか、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

この許可手数料の件数、徴収額につきましては、平成30年度、まだ決算ということでございますけれども、徴収額は108万6千100円でございます。内訳といたしましては、ほぼほぼ広告板等にかかるものが、55件で金額が100万850円、電柱類に利用する広告物に関わるものが、3件ということで8万5千250円でございます。

この部分を、今回の改正単価に置き換えますと、先ほど申しましたように、55件、100万850円で、改定後のということになりますと、約153万円になる予定でございます。電柱類については8万5千円が約13万円ということになろうかと思えます。

この改定の率は、個々の改定率を見ますと、約1.52倍ぐらいに、八街市の金額から今回の県の条例と同額ということにしますと、そのぐらいの歳入超という形になろうかと思えます。

○丸山わき子君

やはり、広告等に対する使用料ですから、八街市は財源がないというところでは、積極的な対策が必要だと。

それと、あとはその期限については、これはどんなふうになっているのか、お伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

有効期限ということでございますけれども、これは千葉県の屋外広告物条例にも載っております。先ほど申しました100万850円の部分につきましては、3年ということになっております。そのほかは、1カ月以内とかそういうもろもろ数字が出ていまして、その分を申請で上がってきた場合に、その部分の期限分を徴収しているということになります。

○丸山わき子君

その辺についても、3年というのは甘いなど。やはり1年、1年できちんと対応していてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ財源確保という点では、今すぐご検討いただきたいなというふうに思います。

次に、議案第6号の八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

1. 改正点について。今回、放課後児童支援員の研修に係る改正であります、都道府県知

事が行う研修とともに、指定都市の長の研修も実施できるというふうになるという、この条例改正ですけれども、これは、（１）本市とのかかわりはどのようになっていくのか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

本市といたしましては、研修受講機会の拡大と捉えまして、積極的に研修を受ける体制を整えていきたいと考えております。

○丸山わき子君

そうしますと、この都道府県知事が行う研修だけではなくて、指定都市の長の行う研修にも八街市は参加できるというわけですね。この研修を受けることの利点、例えば回数が増えるんだとか、内容についてはこんなふうに変ってくるんだとか、そういう点についてはいかがなんでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

現在、県で行っておる研修につきましては、今年度は1クールから13クールまでが予定されております。また、県に加えまして政令市、千葉市さんの方で行う研修は、現在のところ実施予定がないということ聞いておりますが、こちらの県の研修の方が回数が増えますので、こちらの方に参加する予定でございます。

○丸山わき子君

今、県だけに研修を頼っているところですが、子どもたちにとっては大きなよりどころとなる支援員さんの研修というのは、もっともっと行われていいのではないかと。八街市自身も、そういう意味では研修を実施し、支援員さんの勉強する場を設けていく必要があるんじゃないかというふうに思います。今後とも、ぜひ充実させた内容にしていただきたいというふうに思います。

それと、基準緩和に関してですけれども、今回のこの議案第6号の議案の説明ですと、国は、「市町村が条例を定めるにあたっては、放課後児童健全推進員に従事する者及びその員数については、厚生労働省で定める基準に伴い定めるものとする」というふうになっているわけですが、本当にそうなのかどうか。国の方は、指導員の配置基準を40人以下の子どもに対して2人以上を原則とすると、そのうち1人は都道府県による研修を受けた有資格者であると、この2点が従うべき基準だったと思うんですね。

ところが、今回は指導員不足とか資格者不足を理由にして緩和して、これを参酌すべき基準にしますよというのが、今回の国の方の基準の改正ではないかなというふうに思うんですが、本市の（２）基準緩和の方向と今後はどうするのか、実態をお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

5月現在で申し上げますと、現在支援員さんが42人、また補助員が10人、合計で52人で運営を行っております。八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例では、児童クラブの単位ごとの支援員は2人以上となっており、そのうち1人を除き補助員をもってこれを変えることができることとなっておりますが、各クラブともにこの基準を遵守しております。

○丸山わき子君

ですから、今、国の方はその基準は参酌でいいですよということを言っているわけです。今後、八街市はその参酌でこの基準を緩和してしまうのか、あるいはそうじゃなくて、最低2人は配置しますよ、そして1人はきちんと研修を受けた人を配置しますよ、そういう方向でいくのかどうか、その辺について再度答弁をいただきたいと思います。

○市民部長（和田文夫君）

先ほども申し上げましたが、本市の条例、基準に基づきまして、これは国の方の基準で行っておりますので、現状のまま、支援員さんをできる限り確保いたしまして、安心安全なクラブの運営に努めていきたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、国の参酌に沿った内容ではなくて、八街市の質の高い学童保育の職員配置基準にしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、議案第8号についてですが、これは介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

1. 軽減について、（1）後期高齢者9割軽減廃止と介護保険料軽減について。

これは、低所得者の保険料の軽減強化として、第1段階から第3段階まで対象者を拡大するという内容のものですけれども、3月議会には、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料に関して、軽減特例を消費税増税と同時に廃止するという、そういう議案があったわけですが、これは消費税10パーセント増税への引き上げが実施された場合、介護保険料の第1段階から第3段階の保険料の、いわゆる引き下げになるわけですね。この政府のもと、今回の条例改正では、全く違う制度で廃止と軽減をするわけですね。後期高齢者医療制度の9割軽減の廃止と、今回の介護保険料の第1段階から第3段階の軽減、これで本当に軽減につながっていくのかどうか、その辺についてはどのようなご見解なんでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

まず、答弁に先立ちまして、1点ほど訂正がございますので、申し訳ございませんがお願いします。

議案説明資料の52ページ、八街市介護保険料表の一番右側の対象者数ですが、第1段階が3千774人、第2段階が1千270人、第3段階が1千29人に訂正の方をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

再度申し上げます。第1段階の対象者数が3千703人となっておりますものが3千774人、第2段階の対象数1千286人が1千270人に、第3段階の対象者数1千31人が1千29人に訂正の方をお願いいたします。

それでは、お答えいたします。

今回の介護保険において、低所得者の保険料の軽減強化として、10月から消費税増税に合わせて、世帯非課税の第1段階から第3段階までの保険料が軽減強化されるものでございます。今年度、介護保険の第1段階の保険料につきましては、年額2万8千400円から2万3千700円となり、軽減額は4千700円となります。また、後期高齢者医療保険におきましては、75歳以上かつ年金収入80万円以下の方で、これまで9割軽減となっていた方が8割軽減となりまして、その負担増は4千100円となっております。対象者の方を相殺すると600円の負担軽減となっておりますのでございます。

また、介護保険につきましては、第1段階から第3段階までの方の軽減につきまして、総額で2千933万4千円を見込んでおりまして、所得の低い方の保険料軽減によりまして、多少なりとも経済的負担が軽減されているものと考えております。

○丸山わき子君

今、課長から多少なりともという控えめな答弁がありましたけれども、後期高齢者医療制度の軽減特例の廃止で、先ほど9割から8割だと言われましたけれども、最終的には、国は2年間で7割にしてしまうわけです。そうすると、4千100円から1万2千300円と、3倍もの負担増になると、80万円以下の高齢者の場合ですね。介護保険の軽減は80万円以下の方は4万7千円の軽減の留まると。圧倒的に高齢者にとっては負担増になるわけです。そういう意味では、多少なりともどころか、高齢者にとっては大変な負担増だということを言わざるを得ないというふうに思います。

また、次の質問(2)消費税増税と軽減効果は、に入るわけですがけれども、政府は低所得者の介護保険料軽減だというふうに言っているわけですがけれども、低所得者に一番重い負担となる消費税増税を押し付けながら、軽減、軽減だと言われています。本当に軽減効果、先ほどは多少なりともと言われましたけれど、全くその軽減効果は私はないと、そのことを重ねて申し上げたいと思います。

それで、先ほど京増議員も言っておりましたけれども、高齢者に対しては医療費窓口負担の増額であるとか、また介護保険利用料の3割負担増、あるいは今申し上げた後期高齢者の特例の措置の廃止、こういった社会保障のためと言いながら、社会保障制度をどんどん改悪している。これが実態であると。社会保障のために消費税増税をするなんて言うのは、本当に口実にすぎないというふうに思います。

これは、市長にお伺いにいたします。

市民の暮らしを守るのは地方自治体の仕事であります。市長は、こうした市民いじめの消費税増税をこのまま認めていくのか、あるいは消費税増税をやめてほしいんだと、今は中止してほしい、こういうことを市長は国に対して意見を言うべきではないかというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

実は、千葉県市長会、全国市長会におきましては、地方消費税率10パーセントの確実な引き上げを行ってほしいということで決議をしております。その際、社会保障税一体改革

の実現に向けて、2019年10月には確実に実施すること、また新しい経済政策のパッケージについても、地方の意見を十分踏まえた政策を行っていただきたいというふうに決議しております。

○丸山わき子君

市長ね、実は今年の夏に共産党が市民アンケートをいたしました。市民の皆さん約6割の方々が、消費税増税は困ると、そういった地区報告でしたけれども、市長のところにはそういった市民の声をお届けいたしました。今、消費税増税を進めてほしいんだという全国の市長会でそういった意見を上げたということを聞いて、本当に愕然といたしました。本当に市民の声が市長には届いていなかったんだなということを、改めて感じたんですけれども。

今でさえも、8パーセントでさえも消費税が市民の暮らしを苦しめているのに、これが10パーセントになったら本当に大変なことになる。高齢者の暮らしだけではなくて、市内中小業者の皆さんの暮らしも直撃します。経済は大きく破綻していくことは、もう目に見えているわけです。

そういう点では、国に対して、今は中止してほしいんだ、今は消費税を増税するときではないんだということを、ぜひとも機会あるときには声を上げていただきたい。このことを再度申し上げておきます。

次に、議案第13号の八街市立八街中学校屋内運動場構造部材耐震改修建築工事の請負契約の締結についてお伺いするものであります。

今回のように1. 一者入札について、入札に一者しか参加しないということは、自由競争原理が働く余地がなく、結果として落札率も高くなる。入札制度としては、これは破綻していると言わざるを得ないと、私は思っております。

それで、まずお伺いいたしますのは、一者入札になった(1)経過をお伺いいたします。

○教育次長(関 貴美代君)

本案件の見込み対象業者数は68者あったことから、入札執行時点では競争性は確保されていたと考えております。

一者のみの応札となった要因の1つとしては、発注時期にあるかと思われれます。4月から5月にかけては、国や地方公共団体の多くが大型の工事を発注する時期であり、入札業者としても、配置技術者や請負・下請業者の確保が困難となり、入札を断念したと考えられます。

○丸山わき子君

時期が悪かったんだというような答弁でありましたけれども、これは詳細な調達情報の提供であるとか、あるいは適切な納入期限等の確保、また入札公告期間、こういったところには問題なかったのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長(川名弘晃君)

八街市の公告期間につきましては、平日で10日以上、土日を含んで15日以上という広告期間を定めております。今回は、広告日が5月10日、入札期限が5月27日でありましたので、計算しますと18日間ありました。これを見ますと、通常の設定期間より長い期間で

あったこととなりますので、妥当であったかと我々は考えます。

○丸山わき子君

今、入札の公告期間は妥当であったというふうな答弁をいただきました。あとは、その調達情報の提供がどうであったのか。また、適切な納入期限についてどうであったのかという検証が、またしていかなければならないのではないかとこのように思います。その点での検証もいただきたいと思います。

それから、(2)複数応札への改善ですけれども、この一者入札というのはどうしても高値落札につながるわけです。一者しか応募がない場合は、募集をやり直して一者応札を避ける自治体もあるわけですが、こういった複数者応札への改善、これは市としてどんなふうにお考えでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、丸山議員が言われたとおり、発注時期が1つの原因ではないかというふうに捉えております。このことから、債務負担行為を活用いたしました工事発注の前倒しを行うことで、競争性を確保することも期待できるのではないかとこのように考えています。

この負担行為の活用につきましては、負担行為を活用した発注方法とは、2月から3月に契約を締結いたしまして、4月1日より工事に着手する方法でございます。これによって、予算は工事着手年度に計上することから、ゼロ債務負担行為ということになっております。

または、入札業者が一者だった場合に入札を中止するという方法もありますが、東京都が一者入札の中止を実施した結果があります。この結果、平均応札者数については2割増えましたが、その反面、不調の発生率が2倍近くになったということで、工事の遅れも生じるなどの弊害もあったと言われております。

このような結果を踏まえまして、本市においては、一者入札の中止を今実施するというふうには考えておりません。この現状の入札制度を実施してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

考えていないというようなことですが、今回は高値落札の方に入りますけれども、やっぱり一者というのは高値落札というのが一般的な傾向でありまして、今回も99.9パーセントという落札率なんですね。

これは市民の税金ですから、確かに工事が遅くなるという問題もありますけれども、市民の血税を効率的に活用する、使っていくという点では、高値落札ではなくて、相応の競争がきちんと働いて落札した相応の工事費で対応していくというのが、役所の仕事ではないかなというふうに思います。高値落札というのは、市民にとっても無駄なことをやっているなど、そういう感覚になるのではないかとこのように思うんですね。そういう点では、ぜひとも複数の応札に向けての改善を図るべきだというふうに思います。

今後の対応ですが、入札制度の、市民の税金を無駄にしないという、そういう視点からの改善を求めますが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

まず、入札を実施するときには、予定価格という適正価格の基準がございます。一者入札にいたしましても、予定価格以下での金額でしか落札はできません。予定価格によって、経済性は担保されているものとは考えております。

それと、今回の平成30年度の工事発注件数につきましては、65件、そのうち平均応札者数については4.23者、一者入札件数については4件であったということから、今回のケースについてはかなりまれなケースなのかなというふうには考えております。

○丸山わき子君

まれなケースだからいいとしないで、今回は約2億円を超える工事わけですね。やっぱり金額大きいだけに、慎重な対応が必要ではないかと。入札で競争することで効率的な結果が出るわけですから、市が考えている予算よりも効率的な結果をもって工事に入るとというのが、一番ベターな内容だというふうに思います。

ですから、そういう意味では、一者応札が4件あったというようなことで、まれだということをおっしゃいましたが、もとは、原資は市民の血税です。そういう点では、市民が納得いくような入札のあり方を、私は求めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木村利晴君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

議題になっています議案第1号から議案第15号、請願第元-1号及び請願第元-2号を配付してあります。議案付託表のとおり各常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月12日から20日までの9日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。6月12日から20日の9日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月21日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりく

ださい。

全員協議会終了後、議員親睦会総会を議員控室で開催します。議員親睦会総会終了後、議会改革特別委員会を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時42分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第15号、請願第元-1号、請願第元-2号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

.....

議案第 1号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 2号	八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号	八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号	八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号	八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号	八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号	八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号	八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号	市道路線の認定について
議案第10号	令和元年度八街市一般会計補正予算について
議案第11号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第12号	学校給食センター施設用備品（第二調理場食缶洗浄システム）の購入について
議案第13号	八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の請負契約の締結について
議案第14号	令和元年度八街市一般会計補正予算について
議案第15号	令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について
請願第元-1号	後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願
請願第元-2号	国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願